

I．インドネシア商標制度の概要

1. 登録商標制度

インドネシアにおける商標の登録は「先願主義」の原則を採用しています。一出願多区分制度が採用されており、早期審査制度は採用されていません。

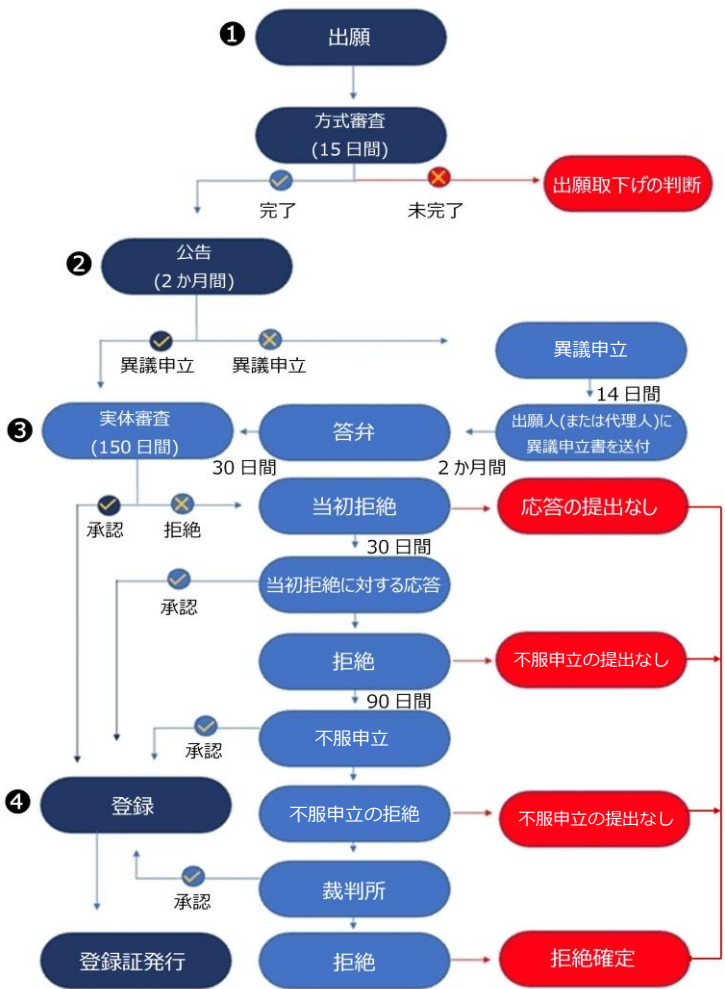
外国の出願人がインドネシアで商標登録をする場合、2つの方法があります。1 つ目は、知的財産コンサルタント(出願等の代理人)を選任の上、インドネシアの商標局に対して直接商標登録出願する方法です。2つ目は、マドリッド協定議定書(マドプロ)に基づき、指定国としてインドネシアを指定する方法です。条件を満たせば、外国の出願人は 6 か月の優先権を享受することができます。商標権の存続期間は、出願から 10 年です。

2. 商標の登録出願手続

(1) 外国の出願人が直接出願する場合(右図参照)

- 知的財産コンサルタントを選任の上、インドネシアの商標局に出願します。
- 出願後約 15 営業日以内に出版公告がなされます。公告期間は、2 か月間であり、何人も当該公告期間内に異議を申し立てることができます。また、公告期間中、商標局により、商標出願に対する方式及び分類審査が行われます。
- 公告期間の終了から 30 営業日以内に実体審査が開始されます。実体審査は 150 営業日(約 7 か月半)以内に終了することになっていますが、実際には審査遅延が生じている状況です。
- 実体審査において商標局から拒絶理由通知がなされない場合、商標出願は登録に至ります。登録日から約 3～4 か月程度で登録番号が付与されます。

(2) マドプロに基づきインドネシアを指定して出願(マドプロ出願)した場合でも、直接出願と同様の審査が行われます。なお、マドプロ出願では商標登録証は発行されません。必要に応じ商標局に登録証の発行を請求することになります。



II．商標検索の方法

インドネシアで商標出願及び登録商標を検索するためには、商標局のウェブサイト<<https://pdki-indonesia.dgip.go.id/>>において、商標局オンラインデータベースを利用することができます。

検索ボックスを使用して、登録番号、出願番号又は商標名等のキーワードを用いてインドネシアで出願された商標の詳細を検索することができます。

アドバンスフィルター

pdki-indonesia.dgip.go.id/search?keyword=&page=1&show_filter=true&type=trademark

Pangkalan Data Kekayaan Intelektual

Merek Cari... Cari

Urutkan berdasarkan A Dalam Proses Berakhir Ditolak Didaftar Ditarik Kembali Dihapus Filter

Berdasarkan Nomor

Nomor Permohonan

Nomor Pendaftaran

Nomor Prioritas

Nomor Pengumuman

Berdasarkan Teks

Nama Merk

Klasifikasi

Nama Konsultan

Nama Pemilik

Berdasarkan Periode

Tahun Permohonan

Tanggal Pengumuman

Tanggal Pendaftaran

Tanggal Dimulai Perlindungan

Tanggal Berakhir Perlindungan

Tutup Clear Filter Terapkan Filter

アドバンスフィルターを用いることで、右記を含む特定のキーワードで検索結果を絞り込むことが可能となります。「Terapkan Filter」をクリックすることで、キーワードを追加することもできます。

上記の商標局オンラインデータベースとは別に、インドネシア商標局は、商標公報(*Berita Resmi Merek*)において、受理されている商標登録出願を公表しています。これは、<https://www.dgip.go.id/>の URL でアクセスできます。

ユーザーは、上記のウェブサイトにおいて、「Trademark Gazette」(英語版)の項目を選択し、公告の発行年月に基づくドロップダウンリストボタンを使用することで、公報を検索することができます。上記のウェブサイトには英語版も存在しますが、公報自体はインドネシア語で記載されているため、当該方法ではインドネシア語話者以外が商標出願の内容を確認することは困難です。

III．インドネシアにおいて第三者が商標出願又は商標登録したことを発見した場合の対策

1. 法的対抗措置

<A. 出願公告後かつ商標登録前>

○異議申立

何人も公告日から 2 か月以内であれば商標局に対して異議申立をすることができます。期間の延長は認められていません。

<B. 商標登録の後>

○無効取消請求

利害関係人が提起できます。無効取消請求を行うためには、登録商標の保有者を相手方として、商事裁判所に訴訟を提起する必要があります。無効取消請求訴訟を提起できる期間は、商標の登録日から 5 年間ですが、悪意による出願や公の秩序に反する出願の場合などには、当該期間経過後も提起することが可能です。無効理由の立証責任は原告が負います。また、公判前の証拠開示手続は存在しません。

○不使用取消請求

商標が登録又は最終使用から連続して 3 年間使用されていない場合、利害関係人は、商事裁判所において登録商標の取消を求めることができます。無効取消請求と同様に、登録商標の保有者を相手方とした正式な訴訟手続きにより審理され、公判前の証拠開示手続は存在しません。商標の不使用には、商標がその登録様式に従って使用されていない場合が含まれますが、不使用の立証責任は原告が負います。

2. 異議申立又は無効取消請求の主な理由

異議申立又は無効取消請求は、商標法 20 条及び 21 条に規定された理由に基づいて、行うことができます。

第 20 条 次の商標は登録できない。 a. 国家のイデオロギー、法規、道徳規範、宗教、倫理、公序良俗に反するもの b. 登録対象の商品/サービスと同じ名称、これを説明するもの、又はその単なる言及に過ぎないもの c. 登録対象の商品/サービスの出所、品質、形式、サイズ、種類、又はその使用目的について、公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいるもの、又は同類の商品/サービスに対し保護対象となっている植物品種の名称 d. 生産された商品/サービスの品質、便宜又は効能と一致しない情報を含んでいるもの e. 識別性を有する特徴がないもの f. 一般名称、公有財産の象徴となっているもの g. 機能的な外観を備えるもの	第 21 条 1) 商標の要部又は全体が、次のいずれかと類似する場合、出願は拒絶される。 a. 同類の商品/サービスに関して既に登録又は出願されている、他者の所有する商標 b. 同類の商品/サービスに関して、他者の所有する周知商標 c. 特定の条件を満たす、同じ種類ではない商品/サービスに関して他者の所有する周知商標 d. 登録済みの地理的表示 2) 次に該当する商標は拒絶される。 a. 有名人の名前、略称、写真又は他者が所有する法人の名称に相当する、又はこれと類似するもの。但し、正当な権利者の書面による同意がある場合を除く b. 国家又は国内もしくは国際機関の名称又は略称、旗、紋章、シンボル又は象徴を模倣する、又はこれと類似するもの。但し、管轄当局の書面による同意がある場合を除く c. 国家又は政府機関によって使用される公的な標識、印章又は証印を模倣する、又はこれと類似するもの。但し管轄当局の書面による同意がある場合を除く 3) 出願人が悪意をもって提出した商標出願は拒絶される。 4) 1)項 a.～c.までにいう、商標出願の拒絶に関する更なる詳細な規定は、大臣令により定められる。
--	--

日本等の外国における登録商標や周知商標が、インドネシアにおける未出願を奇貨として第三者によってインドネシアで出願された場合、上記 21 条 3 項に基づく拒絶理由が存在するとして異議申立や無効取消請求を行うことも検討の一つと考えられます。悪意の立証責任は原告が負うことになり、その立証は必ずしも容易ではありませんが、実際に日系企業の周知商標について無効取消請求が認められた裁判例も存在します。

3. 法的対抗措置をとる際の注意事項

インドネシアにおいて使用されている商標の抜け駆け出願の場合、周知性や悪意を立証することは必ずしも容易ではありません。また、無効取消請求訴訟等の訴訟手続きはインドネシア語で行われることに加え、遅延の可能性があり、結果の予見可能性が高いとも言い難いのが現状です。したがって、抜け駆け出願を発見した場合、法的対抗措置に先立って又は平行して、出願・登録者に対して交渉を行い、合意による商標権の譲渡や任意による登録取消を目指すことが多いです。より重要なのは、後記 IV で述べる通り、インドネシアで使用されている商標、今後使用される商標、及び第三者による使用を防止したい商標は全てインドネシアにおいて商標登録しておくことです。異議申立及び無効取消請求を行う場合に当局に支払う必要があるオフィシャルフィーは以下のとおりです。

料金		
商標異議申立	約 77 米ドル	1 出願当たり
無効取消請求	約 500 米ドル	1 出願当たり

知的財産コンサルタント費用は、別途発生します。

IV．事前にどのような予防策をとるべきか

1. 適時に出願・登録、出願戦略を構築

インドネシアでのビジネス展開を想定しているのであれば、インドネシアにおいて早期に商標出願を行い、仮に抜け駆け出願がされたとしても、当該出願が拒絶されるようにしておくことが重要です。インドネシアでは、出願が認められる指定商品・役務がインドネシア独自の出願システムに登録されている商品・役務のみであるため、意図する商品・サービスに関して適切に商標登録を取得できるよう、インドネシアの商標実務に精通した知的財産コンサルタントを起用することが重要です。

2. 商標の使用証拠の保存と管理

自社が使用している商標に関して、当該使用の証拠を定期的に収集・保存・管理しておく、自社の登録商標について第三者から不使用取消を請求された場合の使用の証拠や、第三者が悪意で当該商標を出願・登録した際の悪意立証の証拠として用いることができます。インドネシアでは、登録様式に従った使用のみが使用として認められるため、登録様式に従った使用の証拠を保管しておく必要があります。

3. 関係者による商標の使用に関する管理

販売業者/販売代理店、業務提携者、元従業員等の関係者が、自社が使用している商標について無断で商標出願するケースもあります。関係者に対してこのような出願は許されないことを明示し、仮に出願された場合に悪意を立証し易くするため、契約書においてそのような商標出願を明示的に禁止しておくことが考えられます。